

施設使用料（駐車場使用料を除く。）の収納委託に係る特約条項

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

（施設使用料の取り扱い）

第2条 会津若松市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により施設使用料（駐車場使用料を除く。以下同じ。）の収納事務について委託するものとする。

- 2 受注者は、発注者に対し、受注者が自動金銭登録機によって収納した施設使用料を発注者の指定期日までに納付しなければならない。
- 3 受注者は、発注者に施設使用料を納付する場合は、その施設使用料に係る収納台帳を整備し、発注者に報告しなければならない。

（履行遅滞による損害金）

第3条 受注者は、正当な理由なく、前条第1項の履行に遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、その収納金額に、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を延滞損害金として、発注者の指定する日までに納付しなければならない。

- 2 前項の遅延損害金の計算の基礎となる日数は、検査に要した日数を参入しない。

（損害賠償責任）

第4条 発注者又は受注者は、相手方の契約違反により損害を受けた場合は、通常かつ直接の損害について賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天変地異その他の不可抗力により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。